

鳥取市被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第9号

鳥取市被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

鳥取市被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取市被災者住宅再建等支援条例

第1条中「自然災害」を「指定自然災害」に、「被災者住宅再建支援金」を「給付金」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 指定自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、市長が指定したものをいう。

ア 県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

イ 市内において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難

になるおそれのある被害が発生した自然災害

第2条第4号中「自然災害」を「指定自然災害」に、「延べ床面積又は」を「床面積の延べ床面積に対する割合又は市長が」に改め、「割合」の次に「（以下「被害割合」という。）」を加え、「第2号及び前号」を「前2号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「自然災害」を「指定自然災害」に改め、「世帯（」の次に「同号に規定する被災世帯並びに」を加え、同号を同条第4号とし、同条2号中「自然災害（」を「指定自然災害（」に改め、同号アを次のように改める。

ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯

第2条第2号イ及び同号ウ中「自然災害」を「指定自然災害」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 居宅 指定自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これに準ずる者として市長が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。

第3条を次のように改める

（給付金の交付）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金を別表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 被災者住宅再建等支援金（別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行い、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）の給付金をいう。以下同じ。）
- (2) 被災者住宅修繕促進支援金（指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2

条第2号に規定する被災世帯を除く。)の世帯主又は当該居宅の所有者(被災者住宅再建等支援金(別表第8号に係るものを除く。)の交付を受ける者を除き、市長が別に定めるものに限る。)であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する2万円以上の給付金をいう。)

第4条の見出し中「支援金」を「給付金」に改め、同条中「支援金」を「給付金」に改め、「別表の第5欄に掲げる交付額」を「交付定額」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅 (市内に設置されるものに限る、賃貸住宅にあつては、市長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯の世帯主 又は当該居宅の所有者(市長が別に定めるものに限る。)	2年	300万円(単数世帯については、225万円)
(2) 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯の世帯主 又は当該居宅の所有者(市長が別に定めるも	2年	200万円(単数世帯については、150万円)

		のに限 る。)		
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限 り、賃貸住宅にあつては、市長 が別に定めるものに限る。）の建 設又は購入	3年	大規模半 壊世帯の 世帯主又 は当該居 宅の所有 者（市長 が別に定 めるもの に限 る。)	2年	250万円（単 数世帯につ いては、187万5 千円）
(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修	3年	大規模半 壊世帯の 世帯主又 は当該居 宅の所有 者（市長 が別に定 めるもの に限 る。)	2年	150万円（単 数世帯につ いては、112万5 千円）
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅 （市内に設置されるものに限 り、賃貸住宅にあつては、市長が別に 定めるものに限る。）の建設又は	3年	半壊世帯 の世帯主 又は当該 居宅の所	2年	100万円（単 数世帯につ いては、75万円） を限度とする。

購入		有者（市長が別に定めるものに限る。）		
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円を限度とする。）
(8) 指定自然災害により損壊した擁壁その他市長が別に定める構造物であって、発生日の前日に	2年	当該構造物の所有者、管理	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額

<p>において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修</p>		<p>者又は占有者（市長が別に定めるものに限る。）</p>		<p>（100万円を限度とする。）</p>
<p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事業</p>	<p>市長が別に定める期間</p>	<p>市長が別に定める世帯</p>	<p>市長が別に定める期間</p>	<p>市長が別に定める額</p>

備考 「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取市被災者住宅再建支援条例の規定は、平成29年12月26日から適用する。